

給与支払者の方へ 住民税の特別徴収（給与天引き）を 徹底します

埼玉県と県内全市町村は、平成27年度から原則として全ての給与支払者を個人住民税の特別徴収義務者に指定する取組を進めています。

個人住民税の給与からの特別徴収を行っていない給与支払者の方は、平成27年度には特別徴収に切り替えられるように準備をお願いします。

また、10月上旬までに、従業員の住んでいる県内各市町村から「個人住民税(町民税・県民税)における特別徴収義務者としての指定の予告について」の通知書が届くことがありますのでお知らせします。

■特別徴収の対象となる給与支払者

所得税の源泉徴収義務のある給与などを支払う、従業員が3名以上(③～⑦に該当する者は人数に含めません)の給与支払者です。次に該当する従業員を雇用している場合を除き、普通徴収は認められませんのでご了承下さい。

- ①4月1日現在で給与などの支払を受けていない者
- ②前年の給与所得が町の条例で定める均等割非課税基準所得以下の者
- ③他から支給される給与等から個人住民税が特別徴収されている者
- ④毎月の支払額が少なく、個人住民税を特別徴収しきれない者
- ⑤給与が毎月支給されていない(不定期受給)者
- ⑥専従者給与が支給されている者
- ⑦退職者又は給与支払報告書を提出した年の5月31日までの退職予定者

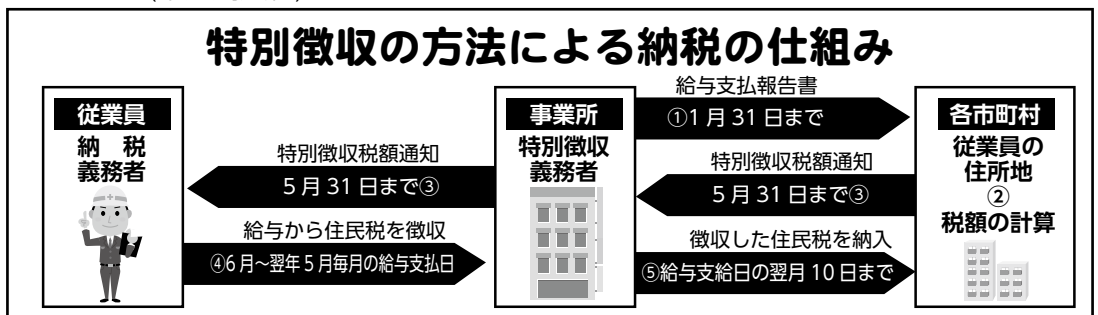
■特別徴収のメリット

事業主側

- ▶所得税のように、税額の計算や年末調整をする手間がいりません。(市区町村が税額の計算をして通知します。)
- ▶全従業員が常時10人未満の場合、町の承認を受ければ年12回の納期を年2回とすることができます。([納期の特例]といいます。)

従業員側

- ▶金融機関などへ納税に行く手間が省けます。
- ▶普通徴収の納期が年4回であるのに対し、特別徴収は年12回なので1回当たりの負担が少なくて済みます。



転出する際の軽自動車等の住所変更について

軽自動車税は、軽自動車の保管場所(定置場)の市町村で課税されます。

町外へ転出し、軽自動車の保管場所が変わる場合は、次の窓口で住所変更の手続きをしてください。

車の種類	窓口・連絡先	必要なもの
原動機付自転車 (125cc以下) 小型特殊自動車 (農耕用・特殊作業用)	松伏町役場 税務課 町民税担当 ☎991-1833	・標識交付証明書 ・ナンバープレート ・印かん
軽二輪車・小型二輪車 (126cc以上)	埼玉運輸支局 春日部自動車検査登録事務所 〒344-0042 春日部市大字増戸723番地の1 ☎050-5540-2028(テレホンサービス)	左記まで直接お問い合わせください。
三輪・四輪車 (660cc以下)	軽自動車検査協会 埼玉事務所春日部支所 〒344-0036 春日部市下大増新田字東耕地115番1 ☎048-745-7733 (10月1日以降 ☎050-3816-3113)	